

令和 6 年 6 月 24 日

西和賀町代表監査委員

菅 原 利 明 様

西和賀町長 内 記 和 彦



令和 4 年度決算審査意見書に係る措置状況について（報告）

このことについて、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により報告します。

記

1. 事務処理ミス時の対応について

事務処理ミス発生時への対応については、発生時の報告、再発防止策の検討等、情報共有を行っております。引き続き、再発防止策の改善と法令順守に取り組んでまいります。

2. 予算流用について

歳出予算は、各款相互の流用を禁じておりますが（自治法 220 II）、項については予算の執行上必要がある場合に限り予算の定めるところにより流用が認められております。（同条 II 但書）

予算の流用については、監査委員からの指摘を踏まえ、財政主管課が改善策等を庁議で周知し、関係書類作成時の留意点などについても各課に指示を出し、安易に流用することが無いよう改善を図ってまいりました。引き続き、安易に流用することが無いよう、職員全体への周知を図ってまいります。

3. 財産管理体制について

財産台帳整備については、公会計システムの固定資産台帳データを基に整備をすることとし着手しておりますが、台帳登録件数が多いことから、作業量が膨大であり整理には時間を要するのが現状であります。

早急に財産台帳の整理を進めなければならないことについては認識しておりますが、以上のような現状であることから、台帳整備のスケジュール管理を行い取り組んでおります。

4. 第三セクター等の経営改善化等に関する指針の策定について

第三セクターに対する基本方針及び今後の方針を示した「指針」については、令和 5 年 3

月に「第三セクターへの関与に関する指針」として策定しています。

第三セクターは、行政機能を補完・代行する役割を果たしていますが、独立した経営体である以上、自主的、主体的に健全経営に取り組むことが原則であり、町は出資者として、出資額に応じた範囲において責任を負うことになります。その設立に大きく関与した立場から、健全な法人経営に向けた計画的な取組と自立化を支援し、指導・監督・要請の関与を引き続き行ってまいります。

5. 内部統制制度について

国の内部統制制度の導入・運用ガイドライン（平成 31 年 3 月）及び監査委員からの指導のもと、将来にわたって行政サービスを安定的、持続的に提供し、町民に信頼される町政を継続するための「西和賀町内部統制基本方針」を令和 6 年 3 月に決めました。現在、内部統制の具体的な取組に向け例規等の整備を進めており、令和 6 年度からの本格実施を目指し取組を進めております。

6. 条例及び規則の公告について

西和賀町公告式条例及び西和賀町公告式規則等関係法令を再確認し、適正な事務執行を引き続き行ってまいります。